

# 令和 7 年第 2 回定例会

## 保健福祉医療委員会資料

### 〔諸般の報告事項〕

- 1 令和 6 年度災害ボランティア活動の促進に関して講じた施策の実施状況及び成果に関する年次報告について . . . . . 2
- 2 令和 6 年度ケアラー支援の推進に関して講じた施策の実施状況及び成果に関する年次報告について . . . . . 4
- 3 令和 6 年度性暴力の根絶に関して講じた施策の実施状況及び成果に関する年次報告について . . . . . 6
- 4 令和 6 年度被保護者等住居・生活サービス等提供事業に関して講じた施策の実施状況及び成果に関する年次報告について . . . . . 7
- 5 令和 6 年度健康づくりに関して講じた施策の実施状況及び成果に関する年次報告について . . . . . 9
- 6 令和 6 年度障害及び障害のある人に対する理解を深め、差別を解消するために講じた施策の実施状況及び成果に関する年次報告について . . . . . 12
- 7 令和 6 年度手話の普及等に関して講じた施策の実施状況及び成果に関する年次報告について . . . . . 13
- 8 令和 6 年度農業の多様な担い手の確保及び育成に関して講じた施策の実施状況及び成果に関する年次報告について . . . . . 14
- 9 令和 6 年度歯と口腔の健康づくりの推進に関して講じた施策の実施状況及び成果に関する年次報告について . . . . . 15
- 10 令和 6 年度児童虐待防止施策の実施状況及び成果に関する年次報告について . . . . . 16
- 11 指定管理者の更新について（総合福祉会館） . . . . . 18
- 12 指定管理者の更新について（視覚障害者福祉センター及び点字図書館） . . . . . 19
- 13 指定管理者の更新について（聴覚障害者福祉センターやすらぎ） . . . . . 20
- 14 あすなろの郷再編整備について . . . . . 21

令和 7 年 6 月 1 1 日

福 祉 部

# 令和6年度 災害ボランティア活動の促進に関して講じた施策の実施状況及び成果に関する年次報告について

福祉部福祉政策課

## 1 報告の根拠

茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例 第13条第1項

(年次報告)

第13条 知事は、毎年度、災害ボランティア活動の促進に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告をしなければならない。

2 知事は、前項の報告を毎年度、公表しなければならない。

## 2 報告の対象

令和6年度の災害ボランティア活動の促進に関して講じた施策の実施状況及び成果

## 3 関係部局

防災・危機管理部（第9条、第12条）、教育庁（第9条）

## 4 主な事業の実施状況及び成果の概要

### (1) 人材の育成及び確保（第9条）

#### ・災害VC（ボランティアセンター）の設置・運営に係る人材の育成

災害時に災害VCを円滑に設置・運営できる人材を育成

◎ 災害VC設置・運営訓練の実施：土浦市外6市町で開催(計395人参加)

◎ 災害初動期対応チーム(※)の育成：チーム登録者数218人(令和7年3月末)

※被災地社協に派遣し災害VCの設置・運営の支援などを行う。

### (2) 被災者の支援の迅速かつ適切な実施（第10条）

#### ・県災害ボランティア登録の推進

災害ボランティア登録（個人・団体）の推進

◎ 茨城県災害ボランティア登録件数：令和6年度末 個人：1,433件、団体：164件  
(令和7年4月末現在 個人：1,451件、団体：166件)

◎ 企業等に対する登録推進の働きかけ

※市町村、社会福祉協議会との連携により、県内企業や地域団体等に対して、災害ボランティア登録の推進と災害時の参加協力、ボランティア休暇制度の導入依頼など

#### ・災害VCの運営を効率化するシステムの運用

「災害ボランティア」と「被災者ニーズ」のマッチングを円滑化するシステムを運用し、災害VCを効率的に運営

◎ 「いばらき型災害VC運営支援システム（IVOS）」の運用

◎ IVOS操作研修の実施：県内13箇所で開催

※研修は主に災害VCの運営主体となる市町村社会福祉協議会の職員が対象

### (3) 普及啓発（第12条）

#### ・インターネットによる災害ボランティア関連情報の提供

本県の災害ボランティア関連情報にアクセスしやすい環境による情報発信

- ◎ 特設サイト「災ボラSTANDBY(スタンバイ)」における各種情報発信
- ◎ 災害ボランティア登録者へのメールによる情報発信
- ◎ 県ホームページにおける各種情報発信
- ◎ 県内事業者への啓発メールの配信

### (4) 推進体制の整備等（第14条）

#### ・茨城県災害ボランティア活動支援基金の設置

ふるさと納税や各種広報媒体でのPRにより寄附金を募集し、災害ボランティアの活動環境を整備

- ◎ 令和6年度寄附総額：42,296千円（法人7,013千円、個人35,283千円）  
寄付件数：847件（法人6件、個人841件）  
（※令和5年度実績：24,864千円）

# 令和6年度 ケアラー支援の推進に関して講じた施策の実施状況 及び成果に関する年次報告について

福祉部福祉政策課

## 1 報告の根拠

茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための  
条例 第15条

(年次報告)

第15条 知事は、毎年度、ケアラーの支援に関して講じた施策の実施状況及び成果を  
取りまとめ、議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

## 2 報告の対象

令和6年度のケアラー支援の推進に関して講じた施策の実施状況及び成果

## 3 関係部局

保健医療部（第10条、第11条）、教育庁（第10条、第12条）

## 4 主な事業の実施状況及び成果の概要

### (1) ケアラー支援推進計画

#### ア 推進計画（第9条）

##### ・推進計画に基 づく施策の展 開

##### ケアラー支援推進計画に基づく施策の展開

- ◎ 認知度向上・理解促進、相談・支援体制の整備、多様な支援施策の推進、  
人材の育成の4つの基本方針に基づき施策を展開
- ※計画策定：令和5年3月
- ※計画期間：令和5年度～令和7年度（3か年）

#### イ 実態調査等（第14条）

##### ・ケアラー・ヤ ングケアラー 実態調査

##### ケアラー・ヤングケアラーと支援機関双方の課題やニーズを把握 し、必要な支援策を検討するための実態調査の実施

- ◎ 調査期間：令和4年4～7月
- ◎ 過度なケアを担うヤングケアラーが一定数存在  
(ケアをしている児童・生徒の6～7割が、相談した経験がないと回答)

## (2) 主な取組

### ア 市町村との連携等（第8条）

- |                       |   |
|-----------------------|---|
| ・ 多様な関係機関が参加する合同研修の開催 | 市町村、福祉、医療、教育等の支援関係機関が一堂に集まり具体的な事例検討などを実施する合同研修の開催<br>◎ ヤングケアラー・ケアラー支援関係機関職員等研修<br>：土浦市にて1回、水戸市にて2回開催（参加者 計143名） |
|-----------------------|---|

### イ ケアラーの支援（第10条）

- |                    |  |
|--------------------|--|
| ・ ケアラー相談窓口の明確化の推進  | 市町村におけるケアラー相談窓口明確化の推進<br>◎ ケアラー・ヤングケアラーそれぞれの市町村窓口一覧を取りまとめ、県ホームページで公表   |
| ・ 民間支援団体等における取組の推進 | 認定NPO法人カタリバ（東京）と連携し、ヤングケアラーと保護者に対して、オンラインによる伴走支援プログラムを提供<br>◎ 県とNPOカタリバは令和4年10月27日（木）連携協定締結<br>◎ 令和5年度から支援実施<br>◎ 伴走支援への支援対象者：10名（令和5年4月～） |

### ウ 人材の育成等（第11条）

- |                     |  |
|---------------------|--|
| ・ 生活困窮者自立支援制度人材養成研修 | 生活困窮者自立支援制度支援員等研修の中で、ケアラー・ヤングケアラー支援に関する講義を実施<br>◎ 令和6年度生活困窮者自立支援制度支援員等研修（参加者22名） |
|---------------------|--|

### エ 普及啓発（第12条）

- |                |   |
|----------------|---|
| ・ ケアラーに向けた情報発信 | 各種啓発ツール（啓発動画、電子リーフレット）による啓発<br>◎ ケアラー・ヤングケアラー支援に係る啓発動画及びヤングケアラー支援に係る電子リーフレットを制作し、教育庁をはじめとした支援関係機関等に配付して研修等での活用を依頼<br>ヤングケアラー支援マニュアル及びアセスメントシートの作成<br>◎ 子どもの相談・支援に関わる方々が活用できる支援ツールを整備し、県内児童相談所主催の地域ネットワーク会議にて、市町村児童福祉担当者（子ども家庭センターの職員等）あて周知するとともに、活用を促進<br>ケアラー・ヤングケアラー支援に関する情報発信<br>◎ 県ホームページ、県広報紙、SNS、県政ラジオ等<br>県政出前講座（各種研修会等での啓発等）の実施<br>◎ 関係団体を対象として、ケアラー・ヤングケアラー支援をテーマとした出前講座を実施（15回実施） |
|----------------|---|

# 令和6年度 性暴力の根絶に関して講じた施策の実施状況 及び成果に関する年次報告について

福祉部福祉政策課

## 1 報告の根拠

茨城県性暴力の根絶を目指す条例 第18条

(年次報告)

第18条 知事は、毎年度、性暴力の根絶、性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援等に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告するとともに、これを公表するものとする。

## 2 報告の対象

令和6年度の性暴力の根絶に関して講じた施策の実施状況及び成果【福祉政策課担当事務（第7条及び第8条）関係】

## 3 主な事業の実施状況及び成果の概要

### (1) 性犯罪の再発防止、社会復帰のための支援等（第7条）

#### ・ 性暴力を行った者などからの相談支援

- ◎令和5年4月1日に相談窓口を開設し、県ホームページ及び県公式 X 等で相談窓口を周知。
  - ◎精神保健福祉センターと協働し、状況に応じて都内の治療施設等の紹介等、適切に対応。
- [件数] 13 件

### (2) 住居の届出（第8条）

#### ・ 子どもに対する性犯罪をした者の住居の届出

- ◎届出については、令和5年4月1日から受理を開始。
  - ◎周知用のチラシを作成し、法務省矯正局、水戸保護観察所、県警本部の協力を得て、全国の刑務所等の届出対象者に配布を依頼。
  - ◎茨城県再犯防止推進協議会会員（労働局、保護司会、更生保護女性連盟、就労支援事業者機構、更生保護施設、農協中央会、宅地建物取引業協会、弁護士会等）にチラシを送付し、周知を依頼。
- [届出件数] 4 件

# 令和6年度 被保護者等住居・生活サービス等提供事業に関して 講じた施策の実施状況及び成果に関する年次報告について

福祉部福祉人材・指導課

## 1 報告の根拠

茨城県被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規制に関する条例  
第13条

(年次報告)

第13条 知事は、毎年度、被保護者等住居・生活サービス等提供事業に関して講じた  
施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告するとともに、これを公表  
するものとする。

## 2 報告の対象

令和6年度の被保護者等住居・生活サービス等提供事業に関して講じた施策の実施状  
況及び成果

## 3 施策の実施状況等

### (1) 条例の概要

#### 【目的】

- 社会福祉法（昭和26年法律第45号）などの規制が及ばない被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業について、法と同様の指導が行えるよう条例を制定
- 被保護者等の処遇についての不当な行為を未然に防止し、被保護者等の生活の安定を図り、福祉の増進に寄与

#### 【条例の対象となる事業】

- 2人以上の被保護者等に対して、住居と併せて、食事や寝具など、日常生活上必要なサービスを提供する事業（被保護者等住居・生活サービス等提供事業）
- 社会福祉法に規定する無料低額宿泊所（5人以上）は適用外となり、4人以下の小規模施設などが対象

#### 【事業者の義務】

- 届出（第3条） ○契約締結前の重要事項の説明（第5条）
- 虐待防止の取組の推進（第7条第1項） 他

#### 【県による検査等】

- 報告の徴収・立入検査等（第8条第1項）
- 事業の制限・停止命令（第9条） 他

【施行日】 平成26年10月1日

(2) 対象施設（事業）数

- 国通知の改正(H27.7.1適用)※に伴い、条例の対象としていた施設のうち5人以上の無届施設が、社会福祉法の適用となったことから条例の対象外となった。
- 平成27年7月1日以降、県内に条例の対象となる4人以下の施設はないため、現時点で、対象施設なし。

年月日	H26.10.1 (条例施行日)	H27.7.1	⇒	R7.4.1
施設数	6	0		0

※厚生労働省社会・援護局長通知『社会福祉法第2条第3項に規定する生活困窮者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設の設備及び運営について』の一部改正について(平成27年7月1日適用)により、法に定める事業を行う施設(入居者5人以上)は、届出の有無にかかわらず無料低額宿泊所に該当する旨示された。

区 分		H27.6.30 まで	H27.7.1 以降
5人以上	届出あり	(社会福祉法の対象)	(社会福祉法の対象)
	届出なし	条例の対象 →	(社会福祉法の対象)
2人～4人 (届出の有無にかかわらず対象)		条例の対象 →	条例の対象

(3) 実施状況

随時、条例対象施設の把握に努めている。

# 令和6年度 健康づくりに関して講じた施策の実施状況 及び成果に関する年次報告について

福祉部 長寿福祉課・障害福祉課  
少子化対策課・子ども未来課

## 1 報告の根拠

茨城県健康長寿日本一を目指す条例 第26条

(年次報告)

第26条 知事は、毎年度、健康づくりに関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告するとともに、これを公表するものとする。

## 2 報告の対象

令和6年度の健康づくりに関して講じた施策の実施状況及び成果

【長寿福祉課（第13、17、20、25条）、障害福祉課（第19条）、少子化対策課（第21条）、子ども未来課（第16、24条）担当事務関係】

## 3 主な事業の実施状況及び成果の概要

(1) フレイルの予防及び改善（第13条） 【長寿福祉課】  
運動の習慣化の推進等（第17条）  
高齢者の健康づくり（第20条）  
人材の確保及び育成（第25条）

### ・シルバーリハビリ 体操の推進

#### シルバーリハビリ体操を通じた高齢者の健康づくり及び介護予防 の推進

- ◎体操指導士の養成等  
体操指導士の養成数：10,660人（累計）  
住民参加数：394,419人  
体操教室開催数：35,238人
- ◎体操指導士養成に関する広報  
新聞広告掲載：5社 13回
- ◎体操指導士の意識向上  
体操指導士の方々に感謝状を贈呈：279人
- ◎介護予防の普及啓発  
パンフレットの作成：10,000部

## (2) 高齢者の健康づくり (第 20 条) 【長寿福祉課】

### ・ 高齢者の生きがいづくりの推進

#### 高齢者の生きがいと健康づくりの推進

- ◎全国健康福祉祭 (ねんりんピック) への選手団派遣 (R6. 10. 19~22)  
ねんりんピックはばたけ鳥取 2024 に本県監督・選手等 128 人を派遣
- ◎茨城健康福祉祭
  - いばらきねんりんスポーツ大会 (R6. 10. 29)  
参加者数: 約 1,100 人  
種目: ゲートボール、グラウンドゴルフ、ペタンク、クロッカー、輪投げ
  - いばらきねんりん文化祭 (R7. 2. 22~27)  
応募数 (入賞数): 部門計 392 点 (64 点)  
部門: 日本画、洋画、工芸、書、写真
- ◎ニュースポーツ・e スポーツ普及
  - ニュースポーツ推進員講習会等  
推進員講習会: 1 回 29 人参加  
体験教室: 3 回 101 人参加  
用具貸出し: 269 件
  - e スポーツ体験会・サロン等  
体験会: 11 回 215 人参加  
サロン: 22 回 298 人参加  
多世代交流会: 1 回 46 人参加
- ◎元気シニア地域貢献事業  
豊富な知識・技術を持った高齢者を「シニアバンク」に登録し、学校等の依頼を受け「シニアマスター」として派遣  
登録者数 (派遣数): 275 人 (140 件)

## (3) 心の健康の保持等 (第 19 条) 【障害福祉課】

### ・ 自殺対策緊急強化事業

#### 心の悩みや不安がある方が相談しやすいように、多様な相談窓口を設置

- ◎相談窓口の設置: 電話相談 10,217 件 (令和 6 年度)  
SNS 相談 3,509 件 (令和 6 年度)  
女性専用のオンライン相談 83 件 (令和 6 年度)

### ・ ひきこもり対策推進事業

#### ひきこもり対策の推進に必要な体制を整備

- ◎ひきこもり相談支援センターの設置  
ひきこもり者や家族等への電話・来所・訪問により相談支援を実施
- ◎保健所を地域拠点として、専門相談や家族教室等を実施
- ◎精神保健福祉センターで、ひきこもり支援に係る人材育成のため研修会、講演会を開催

(4) 女性の健康づくり (第 21 条) 【少子化対策課】

・妊娠等に関する  
専門相談窓口の  
設置

いばらき妊娠・子育てほっとラインの設置

- ◎予期せぬ妊娠や産後の育児、妊娠や出産に関する悩みなどを助産師などの専門家へ相談できる窓口を設置。
- ◎電話による相談に応じるほか、LINE 相談も実施。

[相談件数] 1,206 件

・健康教育

若年者に対する健康教育事業

- ◎将来の妊娠を考えながら自分たちの生活や健康に向きあうプレコンセプションケアを推進するため、小学校・中学校・高校等で行う「いのちの教育」と、大学、専門学校、企業等の主に 20 歳代前後の男女を対象とするプレコンセプションケア講座を実施。

[実施回数] 33 回

(5) 栄養学等に関する知識の習得等 (第 16 条関係) 【子ども未来課】  
健康づくりに関する教育の推進 (第 24 条関係)

・栄養や食育に関  
する研修の実施

保育士等キャリアアップ研修

- ◎県内で保育所等に勤務する保育士等が食育に関する理解を深め、適切に食育計画の作成及び活用できる力を養うことを目的として研修を実施。

○研修概要

受講時間：15 時間

研修内容：栄養に関する基礎知識

食育計画の作成と活用等

参加者：保育士等 1,036 名

# 令和6年度 障害及び障害のある人に対する理解を深め、差別を解消するために講じた施策の実施状況及び成果に関する年次報告について

福祉部障害福祉課

## 1 報告の根拠

障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例 第25条

(年次報告)

第25条 知事は、毎年度、障害及び障害のある人に対する理解を深め、差別を解消するために講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告するとともに、これを公表するものとする。

## 2 報告の対象

令和6年度の障害及び障害のある人への理解促進、差別解消のために講じた施策の実施状況及び成果

## 3 主な事業の実施状況及び成果の概要

### (1) 市町村との連携 (第6条)

#### ・市町村担当者研修会

#### 市町村担当者研修会の開催

- ◎ 対象：市町村の障害者支援担当職員
- ◎ 内容：障害者権利条例の概要、県の取組みなどを説明

### (2) 啓発活動 (第8条)

#### ・県民への広報啓発

#### 事業者を含む県民に対し、広報啓発活動を実施

- ◎ 市町村商工会等へのリーフレットの配布、相談事例集の増刷・配布
- ◎ 新聞広告、SNS、スポーツチームと連携しホームゲームでのアナウンス

### (3) 相談窓口の運営 (第11条)

#### ・相談窓口の運営

#### 相談窓口「茨城県障害者差別相談室」の設置・運営

- ◎ 茨城県手をつなぐ育成会へ委託
- ◎ 電話、来所等による相談対応、関係者間の調整等を実施
- ◎ R6年度の相談件数：86件

#### ・県政出前講座

#### 事業者における研修会への講師派遣

- ◎ 障害者差別相談室の相談員を研修会の講師として派遣
- ◎ R6年度の派遣件数：13件

# 令和6年度 手話の普及等に関して講じた施策の実施状況 及び成果に関する年次報告について

福祉部障害福祉課

## 1 報告の根拠

茨城県手話言語の普及の促進に関する条例 第17条

(年次報告)

第17条 知事は、毎年度、手話の普及等に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告するとともに、これを公表するものとする。

## 2 報告の対象

令和6年度の手話の普及等に関して講じた施策の実施状況及び成果

## 3 主な事業の実施状況及び成果の概要

### (1) 手話を学ぶ機会の確保 (第11条)

・ 中途失聴・難聴者コミュニケーション事業

中途失聴・難聴者の方及び同居家族への手話講習会

◎ 1会場 計10日間の講習に6名の難聴者等が参加

### (2) 手話を用いた情報提供 (第12条)

・ 手話通訳者派遣事業

聴覚障害者が円滑な意思の疎通を図れるよう、会議等の場に手話通訳者を派遣

◎ 31件、68人を派遣

### (3) 手話通訳者の確保 (第13条)

・ 手話奉仕員スキルアップ事業

手話通訳者を目指す者を対象とした、手話技術の向上や知識の習得を目的とした講座

◎ 手話奉仕員のスキルアップとして講座を実施。

3会場、計21回開催、104名参加

・ 手話通訳者養成

手話通訳者養成講座入講試験に合格した者を対象とした、手話通訳者養成講座

◎ 1会場、16名参加

# 令和6年度 農業の多様な担い手の確保及び育成に関して講じた 施策の実施状況及び成果に関する年次報告について

福祉部障害福祉課

## 1 報告の根拠

茨城県食と農を守るための条例 第26条

(多様な担い手の確保及び育成)

第14条 県は、農業者が減少している状況に鑑み、多様な担い手の確保及び育成を図るため、経営規模の大小等にかかわらず、意欲ある農業者、集落営農組織(集落を基礎とした農業者の生産組織をいう。)、新たに農業に就業しようとする者等に対し、生産技術の習得及び向上、経営管理能力の向上、経営の法人化等に係る支援等に必要な施策を講ずるものとする。

2 前項に規定するもののほか、県は、地域の農業を先導し農業の振興の核となる若年農業者を確保及び育成するため、農業に関する学科を置く県立の高等学校、茨城県立農業大学校等において、専門的かつ高度な技術の習得及び活用のための学習の機会の提供等を行うとともに、農福連携(障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組のことをいう。)の促進を含め、農業経営における労働力の確保等に必要な施策を講ずるものとする。

(年次報告)

第26条 知事は、毎年度、この条例に基づく食料と農業及び農村に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告するとともに、これを公表するものとする。

## 2 報告の対象

令和6年度の多様な担い手の確保及び育成に関して講じた施策の実施状況及び成果  
【障害福祉課担当事務(第14条)関係】

## 3 主な事業の実施状況及び成果の概要

### 多様な担い手の確保及び育成(第14条)

#### ・農業経営体と障害者福祉事業所のマッチング支援

#### 農業経営体と障害者福祉事業所のマッチング支援

- ◎ 障害者福祉事業所への発注業務等の紹介・斡旋を行う共同受発注センターに「農福連携推進専門員」を配置(R6.4.1~)
- ◎ 作業内容や契約条件の調整など、農業経営体と障害者福祉事業所のマッチング支援を行う
- ◎ 令和6年度の斡旋実績: 61件

#### ・障害者福祉事業所への農作業等の発注を促進

#### 障害者福祉事業所への農作業等の発注を促進

- ◎ 新たに障害者福祉事業所へ農作業等を発注した際に、試行期間中の工賃の一部を助成
- ◎ 農業経営体の障害者福祉事業所への農作業等の発注を促進
- ◎ 令和6年度の補助実績: 10経営体

# 令和6年度 歯と口腔の健康づくりの推進に関して講じた 施策の実施状況及び成果に関する年次報告について

福祉部子ども政策局少子化対策課

## 1 報告の根拠

茨城県歯と口腔の健康づくり8020・6424推進条例 第14条

(年次報告)

第14条 知事は、毎年度、県民の歯と口腔の健康づくりの推進に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告するとともに、これを公表するものとする。

## 2 報告の対象

令和6年度の基本的施策の実施（幼児期及び妊産婦期における歯周病予防対策）に関して講じた施策の実施状況及び成果【少子化対策課担当事務（第11条第4号）関係】

(基本的施策の実施)

第11条第4号 幼児期及び学齢期における歯肉炎予防対策等の実施並びに成人期（妊産婦期を含む。）及び高齡期における歯周病予防対策等の実施を推進すること。

## 3 主な事業の実施状況及び成果の概要

### 幼児期等の歯周病の予防等(第11条第4号)

#### ・乳児健診における歯科 検診

◎母子保健法において市町村の業務として義務付けられている1歳6か月健診及び3歳児健診において「歯及び口腔の疾病及び異常の有無」の項目を実施。

[実施率]

- ・ 1歳6か月健診の受診率（R5年度） 95.7%
- ・ 3歳児健診の受診率（R5年度） 91.4%

#### ・妊婦健診における歯科 検診 及び 歯の健康に 関する周知・啓発

◎妊婦健診の実施については、母子保健法において市町村の努力義務とされているが、厚生労働省が告示している「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」には歯科に対する健診項目は含まれていないことから各市町村が独自事業として実施。

[実施市町村] 13市町村

◎上記のことから、母子手帳を配布する機会を通じ全妊婦へ配布する、県発行の妊婦向け健康手帳「すこやかな妊娠と出産のために」において、歯科検診の必要性等について周知・啓発を実施。

# 令和6年度 児童虐待防止施策の実施状況及び成果に関する年次報告について

福祉部子ども政策局青少年家庭課

## 1 報告の根拠

茨城県子どもを虐待から守る条例 第10条第3項

(基本計画)

第10条 (略)

2 (略)

3 知事は、毎年度、虐待防止に関する施策の実施状況を議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

## 2 報告の対象

令和6年度の児童虐待防止施策の実施状況及び成果

## 3 主な事業の実施状況及び成果の概要

### (1) 児童相談所の体制強化と専門性確保 (第18条、第19条、第24条、第25条)

#### ・児童相談所の体制強化

#### 児童福祉司等専門職の国基準を超える人数の配置

◎ 児童福祉司、児童心理司の確保 (各年4月1日時点)

区分	R5	R6
児童福祉司	128	139
(同国基準)	128	135
児童心理司	54	59
(同国基準)	42	65

#### ・児童相談所の専門性確保

#### 警察官OBや、嘱託弁護士の配置

- ◎ 各児童相談所に警察官OBを配置し、警察との連携や児童の安全確認強化
  - ・ 配置人数 (R6) : 5人 (各児相×1人)
- ◎ 嘱託弁護士を配置し、法的助言体制を強化 (週2回の相談)

### (2) 児童虐待の早期発見・早期対応 (第13条、第15条)

#### ・児童虐待に係る相談 ・通告体制の確保

#### 「いばらき虐待ホットライン」の運営

- ◎ 電話による相談・通告の受付 (24時間365日対応)
  - ・ 相談・通告件数 (R6) : 2,846件
- ◎ 「親子のための相談LINE」による相談受付 (平日10時~20時)
  - ・ 相談件数 (R6) : 464件

### (3) 社会的養護の充実（第21条）

#### ・里親養育の推進

##### 家庭養育優先原則に基づき、里親委託を推進

- ◎ 里親委託推進を強化するため、児童相談所職員等で構成する里親委託推進チームを設置し、丁寧なマッチングを実施
- ◎ 里親制度の情報を包括的に提供するポータルサイトを開設
- ◎ 里親の新規開拓（リクルート）、研修・トレーニング、マッチング、委託後のフォローを包括的に実施
  - ・ 里親委託率：（R5）21.6%→（R6）25.6%
  - ・ 新規里親登録数（R6）56組

#### ・児童福祉施設の整備

##### 施設の小規模化、地域分散化、高機能化・多機能化を推進

（単位：か所）

区分	R5	R6
小規模かつ地域分散化した施設数	20	21

#### ・児童家庭支援センターの設置・運営

##### 児童相談所、市町村等関係者と連携し、子育て家庭を支援

- ◎ 児童家庭支援センター（県内4か所）において、市町村や児童相談所と連携し、養育相談や訪問支援などにより、子どもの家庭養育を支援  
（相談件数 R5 4,316件 → R6 4,846件）

### (4) 自立支援の充実（第23条）

#### ・自立支援のための生活、就労、進学相談支援

##### 児童養護施設退所者等の社会的自立に向けた生活、就労、進学相談等

- ・ 生活・就労支援相談実施延べ人数（R5）：124人→（R6）123人

#### ・自立支援資金貸付

##### 児童養護施設退所者等に生活費、家賃、資格取得等の費用貸付

- ◎ 貸付実績（R5）：20人、27,954千円  
→（R6）：20人、33,305千円
- ・ 「5年間の引き続く就労」等の返還免除規定あり

# 指定管理者の更新について（茨城県総合福祉会館）

福祉部福祉政策課

## 1 施設の概要

- (1) 名称 茨城県総合福祉会館
- (2) 所在地 水戸市千波町 1918 番地
- (3) 設置目的 生きがいのある福祉社会づくりの推進
- (4) 設置根拠 茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例（平成 3 年茨城県条例第 30 号）
- (5) 施設の概要 本館（鉄筋コンクリート 5 階建）、付属棟（鉄筋コンクリート 2 階建）  
敷地面積：10,399.04 m<sup>2</sup>  
延床面積：本館 9,202,81 m<sup>2</sup>、付属棟 724.38 m<sup>2</sup>  
施設内容：コミュニティホール、研修室、事務室 他

## 2 指定管理業務の内容

- (1) 会館の維持管理に関する業務
- (2) 施設等の使用の承認及び承認の取消し等に関する業務
- (3) 会館の開館日及び開館時間の臨時の変更に関する業務
- (4) 会館の利用の制限等に関する業務 等

## 3 指定管理期間の設定

5 年間（令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日）

## 4 指定管理者の選定方法

公募により選定する。

## 5 指定管理期間の設定及び選定方法について

指定管理期間については、長期的な視点で経費の削減やサービスの向上を図るため、前回の指定管理期間と同様の 5 年間とする。

指定管理者の選定方法については、選定の公平性及び透明性を確保する観点から、公募により選定する。

## 6 選定委員会の設置

外部有識者等を含む選定委員会を設置し、審査を行う。

## 7 指定管理者更新スケジュール（予定）

- ・ 公募（7 月～9 月：2 ヶ月程度） 募集要項等の公告、申請受付、現地説明会
- ・ 選定（9 月～10 月） 選定委員会の設置、審査
- ・ 指定管理者の指定（12 月） 議会での議決、県報への公示
- ・ 基本協定の協議、締結（1 月～3 月）

### [参考]

現在の指定管理者：株式会社 茨城興産

現在の指定管理期間：令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日（5 年間）

# 指定管理者の更新について

## (茨城県立視覚障害者福祉センター及び茨城県立点字図書館)

福祉部障害福祉課

### 1 施設の概要

- (1) 名称 茨城県立視覚障害者福祉センター及び茨城県立点字図書館
- (2) 所在地 水戸市袴塚一丁目4番64号
- (3) 設置目的 視覚障害者の自立・社会参加促進のための支援、情報提供 等
- (4) 設置根拠 身体障害者福祉法、社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例
- (5) 施設の概要 本館（鉄筋コンクリート2階建）  
敷地面積：663.93 m<sup>2</sup>  
延床面積：501.66 m<sup>2</sup>  
施設内容：閲覧室、点字印刷室、録音室、研修室、宿泊室 他

### 2 指定管理業務の内容

- (1) 施設の維持管理業務
- (2) 点字図書・録音図書の作成及び貸出しに関する業務
- (3) 点訳・音訳奉仕員養成に関する業務
- (4) 視覚障害者に対する相談業務 等

### 3 指定管理期間の設定

5年間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

### 4 指定管理者の選定方法

公募により選定する。

### 5 指定管理期間の設定及び選定方法について

指定管理期間の設定については、長期的な視点でサービスの向上を図るため、前回の指定管理期間と同様の5年間とする。

指定管理者の選定方法については、選定の公平性及び透明性を確保する観点から公募により選定する。

### 6 選定委員会の設置

外部有識者等を含む選定委員会を設置し、審査を行う。

### 7 指定管理者更新スケジュール（予定）

- ・ 公募（7月～9月：2ヶ月程度） 募集要項等の公告、現地説明会、申請受付
- ・ 選定（9月～10月） 選定委員会の設置、審査
- ・ 指定管理者の指定（12月） 議会での議決、県報への公示
- ・ 基本協定の協議、締結（1月～3月）

### [参考]

現在の指定管理者：社会福祉法人茨城県視覚障害者協会

現在の指定管理期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

# 指定管理者の更新について (茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ)

福祉部障害福祉課

## 1 施設の概要

- (1) 名称 茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ
- (2) 所在地 水戸市住吉町 349 番地の 1
- (3) 設置目的 聴覚障害者の自立・社会参加促進のための支援、情報提供 等
- (4) 設置根拠 身体障害者福祉法、社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例
- (5) 施設の概要 本館（鉄筋コンクリート 2 階建）  
敷地面積：900.85 m<sup>2</sup>  
延床面積：412.24 m<sup>2</sup>  
施設内容：研修室、事務室、ビデオライブラリー 他

## 2 指定管理業務の内容

- (1) 施設の維持管理業務
- (2) 手話通訳者・要約筆記者の養成・派遣に関する業務
- (3) 字幕入りビデオの作成及びライブラリーの管理業務
- (4) 聴覚障害者に対する相談業務 等

## 3 指定管理期間の設定

5 年間（令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日）

## 4 指定管理者の選定方法

公募により選定する。

## 5 指定管理期間の設定及び選定方法について

指定管理期間の設定については、長期的な視点でサービスの向上を図るため、前回の指定管理期間と同様の 5 年間とする。

指定管理者の選定方法については、選定の公平性及び透明性を確保する観点から公募により選定する。

## 6 選定委員会の設置

外部有識者等を含む選定委員会を設置し、審査を行う。

## 7 指定管理者更新スケジュール（予定）

- ・ 公募（7 月～9 月：2 ヶ月程度） 募集要項等の公告、現地説明会、申請受付
- ・ 選定（9 月～10 月） 選定委員会の設置、審査
- ・ 指定管理者の指定（12 月） 議会での議決、県報への公示
- ・ 基本協定の協議、締結（1 月～3 月）

### [参考]

現在の指定管理者：一般社団法人茨城県聴覚障害者協会

現在の指定管理期間：令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日（5 年間）

# あすなろの郷再編整備について

福祉部障害福祉課

## 1 セーフティネット棟（県立施設）の整備

- 行動障害の特に強い方や手厚い医療的ケアが必要な方などの最重度の障害のある方に対し質の高いサービスを提供するため、令和5年度から新たな県立施設であるセーフティネット棟の整備を進めてきた。
- 令和7年6月26日に竣工式を開催した後、機器等の移設や入所者の円滑な移行を行い、令和7年9月から供用を開始する。

### 【参考1】セーフティネット棟の主な特色



小舎性を重視



車いす利用者も出入り可能なテラス



ベッド設置による排泄支援

### 【参考2】セーフティネット棟 写真（左：上空から、右：正面入り口から）



## 2 県立あすなろの郷内県有建物等使用許可者の決定

- 県立あすなろの郷の再編整備については、県と民間との役割分担の考えのもと、最重度の障害のある方については、県立施設（セーフティネット棟）で支援を行い、それ以外の障害のある方については、民間社会福祉法人があすなろの郷内の既存施設を活用して支援を行う方針で進めてきた。
- 既存施設を活用して支援を行う法人について公募した結果、応募のあった社会福祉法人茨城県社会福祉事業団を使用許可者として決定した。

公募概要	対象施設	県立あすなろの郷新棟（平成14年12月竣工）
	公募期間	令和7年2月17日～令和7年4月16日（59日間）
審査結果	選定委員会	県立あすなろの郷内県有建物等使用許可者選定委員会
	応募団体数	1団体（公募）
	使用許可者	社会福祉法人茨城県社会福祉事業団
	許可期間	令和7年9月1日～

令和 7 年第 2 回定例会  
保健福祉医療委員会資料

〔議案関係〕

- 1 第 9 1 号議案 民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例 . . . . . 2

令和 7 年 6 月 1 1 日  
福 祉 部

条 例 ( 案 ) の 概 要

福祉部福祉政策課

<p>条例の名称</p>	<p>民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例【一部改正】</p>																																								
<p>1 制定（改正） の理由・根拠</p>	<p>民生委員法第 4 条第 1 項の規定に基づき、市町村の区域ごとに厚生労働大臣の定める基準を参酌して定める民生委員の定数を見直すため、所要の改正を行うもの。</p>																																								
<p>2 制定（改正） の目的</p>	<p>民生委員の現任期満了に伴う一斉改選を契機として、各市町村の意見を聴取し、人口、面積、世帯構成等、当該地域の実状を踏まえ、8 市町の定数を見直す。</p>																																								
<p>3 背景・必要性</p>	<p>民生委員の定数について、人口動態や世帯数、地域実状の変化に応じ、所要の改正を行う必要がある。</p>																																								
<p>4 内 容</p>	<p>3 年ごとの民生委員の一斉改選に伴う定数の見直しにより、8 市町の定数を次のとおり改める。</p> <table border="1" data-bbox="550 943 1232 1352"> <thead> <tr> <th>市町村</th> <th>改正後</th> <th>現行</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日立市</td> <td>356</td> <td>355</td> <td>+ 1</td> </tr> <tr> <td>古河市</td> <td>228</td> <td>226</td> <td>+ 2</td> </tr> <tr> <td>常陸太田市</td> <td>142</td> <td>141</td> <td>+ 1</td> </tr> <tr> <td>牛久市</td> <td>125</td> <td>123</td> <td>+ 2</td> </tr> <tr> <td>潮来市</td> <td>78</td> <td>73</td> <td>+ 5</td> </tr> <tr> <td>筑西市</td> <td>218</td> <td>217</td> <td>+ 1</td> </tr> <tr> <td>稲敷市</td> <td>110</td> <td>108</td> <td>+ 2</td> </tr> <tr> <td>阿見町</td> <td>83</td> <td>82</td> <td>+ 1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>+15</td> </tr> </tbody> </table> <p>※中核市である水戸市を除いた 43 市町村のうち上記 8 市町を除いた 35 市町村については、定数の見直しなし。</p>	市町村	改正後	現行	増減	日立市	356	355	+ 1	古河市	228	226	+ 2	常陸太田市	142	141	+ 1	牛久市	125	123	+ 2	潮来市	78	73	+ 5	筑西市	218	217	+ 1	稲敷市	110	108	+ 2	阿見町	83	82	+ 1	計			+15
市町村	改正後	現行	増減																																						
日立市	356	355	+ 1																																						
古河市	228	226	+ 2																																						
常陸太田市	142	141	+ 1																																						
牛久市	125	123	+ 2																																						
潮来市	78	73	+ 5																																						
筑西市	218	217	+ 1																																						
稲敷市	110	108	+ 2																																						
阿見町	83	82	+ 1																																						
計			+15																																						
<p>5 効果・影響</p>	<p>地域の実状を的確にとらえるとともに、民生委員の負担を十分に考慮した調整を行い、住民に対するサービスを適切に行うために必要な民生委員の定数を定める。</p>																																								
<p>6 施行日</p>	<p>令和 7 年 12 月 1 日</p>																																								
<p>7 参考事項</p>	<p>①委嘱権者：厚生労働大臣          ※県知事は、各市町村に置かれる民生委員推薦会から推薦を受けた候補者について、県社会福祉審議会の諮問を経て、厚生労働大臣へ推薦する。          ②任期：3 年          ③定数（水戸市を除く県全体）：現 行 4, 8 8 2 人          改正後 4, 8 9 7 人</p>																																								

民生委員の定数を定める条例（平成27年条例第15号）新旧対照表

改正案		現行	
○民生委員の定数を定める条例 民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の条例で定める民生委員の定数は、次の表のとおりとする。		○民生委員の定数を定める条例 民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の条例で定める民生委員の定数は、次の表のとおりとする。	
市町村	定数（人）	市町村	定数（人）
日立市	356	日立市	355
土浦市	240	土浦市	240
古河市	228	古河市	226
石岡市	163	石岡市	163
結城市	98	結城市	98
竜ヶ崎市	119	竜ヶ崎市	119
下妻市	82	下妻市	82
常総市	106	常総市	106
常陸太田市	142	常陸太田市	141
高萩市	59	高萩市	59
北茨城市	94	北茨城市	94
笠間市	151	笠間市	151
取手市	192	取手市	192
牛久市	125	牛久市	123
つくば市	285	つくば市	285
ひたちなか市	245	ひたちなか市	245
鹿嶋市	97	鹿嶋市	97
潮来市	78	潮来市	73
守谷市	96	守谷市	96

常陸大宮市	140	常陸大宮市	140
那珂市	105	那珂市	105
筑西市	218	筑西市	217
坂東市	89	坂東市	89
稲敷市	110	稲敷市	108
かすみがうら市	87	かすみがうら市	87
桜川市	100	桜川市	100
神栖市	133	神栖市	133
行方市	91	行方市	91
鉾田市	111	鉾田市	111
つくばみらい市	78	つくばみらい市	78
小美玉市	89	小美玉市	89
茨城町	62	茨城町	62
大洗町	39	大洗町	39
城里町	50	城里町	50
東海村	61	東海村	61
太子町	81	太子町	81
美浦村	29	美浦村	29
阿見町	83	阿見町	82
河内町	23	河内町	23
八千代町	50	八千代町	50
五霞町	20	五霞町	20
境町	48	境町	48
利根町	44	利根町	44

# 令和7年度 公の施設等運営状況報告

福祉部

令和7年6月11日（水）

## 目 次

1	運営状況報告の概要	3
2	施設別運営状況報告	
	(1) 県所有施設	
	①【福祉政策課】	
	総合福祉会館	5
	②【障害福祉課】	
	視覚障害者福祉センター・点字図書館	11
	聴覚障害者福祉センターやすらぎ	15
	あすなろの郷	19
	③【青少年家庭課】	
	青少年会館	28
	ラーク・ハイツ	34
	若葉寮（婦人保護施設）	38
	茨城学園（児童自立支援施設）	43

○ 運営状況報告の概要

- 令和7年度の所管施設数は9施設。
- あすなろの郷については、令和7年9月からセーフティネット棟の供用を開始することから、円滑な移転に向けて準備を進めていく。
- 総合福社会館、視覚障害者福祉センター、点字図書館及び聴覚障害者福祉センターやすらぎについては、令和7年度をもって指定管理期間が終了することから、今年度、指定管理者の選定手続きを行う予定である。

		現状維持	施設のあり方 検討	民間活力導入等 による運営改善	他団体への 譲渡・譲与	廃止・休止 ・統合	計
県 有 施 設	令和7年度	9		(1) ※			9
	令和6年度	9		(1) ※			9

※民間活力導入等による運営改善（1）は、あすなろの郷のうちセーフティネット棟以外の部分

令和 7 年度 公の施設等運営状況報告書  
(県所有施設)

福祉政策課 (福祉部)  
令和 7 年 6 月 11 日 (水)

○施設名 総合福祉会館

1 現状

(1) 施設の概要

- 総合福祉会館は、生きがいのある福祉社会づくりの推進を目的として設置し、県民のコミュニティ活動やボランティア活動など地域福祉の推進拠点としての役割を担っている。

所在地	水戸市千波町 1918
開業年月	平成 3 年 11 月
施設概要	施設敷地 10,399.04 m <sup>2</sup> 、鉄骨鉄筋コンクリート造 5 階建（本館・延床面積：9,202.81 m <sup>2</sup> ）、鉄筋コンクリート造 2 階建（付属棟・延床面積：724.38 m <sup>2</sup> ）
設置理由	福祉ニーズの多様化等に対応した生きがいのある福祉社会づくりを推進するため、県民が気軽に利用し、交流し、福祉に触れ、そして理解し、福祉活動への参加意欲を醸成発展させる場として整備された。
設置の根拠法令等	茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例
事業内容	○指定管理業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・有料施設（コミュニティホール・研修室等）の使用承認、利用料金の徴収</li> <li>・会館の総合案内</li> <li>・施設設備の維持管理（警備、清掃、光熱水費等）</li> </ul> ○施設の使用許可（県） <ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者数：31（福祉関連団体等の執務室等）</li> </ul>
定員	コミュニティホール：282 人、大研修室：140 人、ほか 6 施設
利用料金	コミュニティホール（社会福祉関係者が全日利用する場合）：6,260 円 ほか 39 項目を設定 ※物価高騰による影響を踏まえ、令和 6 年 3 月に、茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例を一部改正し、利用料金を引き上げた。（令和 6 年 10 月施行）

- 令和 4 年度から、関彰商事株式会社とネーミングライツ契約を締結し、名称を「セキショウ・ウェルビーイング福祉会館」としている。（現契約期間：令和 7 年度～令和 9 年度） ※ネーミングライツ契約額（年間）3,300 千円

(2) 管理手法 ※令和7年4月1日時点

- 平成3年度の設置当初から施設の管理運営を委託しており、平成18年度からは指定管理者制度を導入している。

指定管理者	株式会社 茨城興産
指定管理期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）
従事者数	5人（常勤正職員3人、常勤嘱託2人）

(3) 利用状況

- 利用者数は、平成30年度までは概ね年間15万人前後で推移していたが、令和元年度以降については新型コロナウイルス感染症の影響により減少している。
- 令和6年度の利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響から回復傾向にあるものの、ピーク時（平成23年度）の43.9%であった。
- 令和6年度の利用件数（利用団体数）については、コロナ禍前（平成30年度）の78%であった。  
また、利用団体のうち、福祉関係団体の利用は、4割～5割で推移しており、利用団体アンケートによると、利用目的は講演や講習会、会議の開催が多く、選んだ理由は「立地的に集まりやすいから」が多くなっている。

【利用者数の推移】

（単位：人）

年度	H23 (ピーク)	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R6/ピーク
利用者数	164,063	151,816	150,365	147,460	131,503	108,813	29,871	34,470	59,719	73,655	71,988	43.9%

【利用件数（利用団体数）の推移】

（単位：件）

	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
利用団体数	福祉関係	1,549	1,690	1,840	1,774	1,482	747	899	1,053	1,268	1,262
	一般	1,490	1,964	1,719	1,667	1,559	948	1,086	1,332	1,451	1,434
	合計	3,039	3,654	3,559	3,441	3,041	1,695	1,985	2,385	2,719	2,696

(4) 運営状況

- 指定管理料は、令和3年度の指定管理者の切替えの際に委託内容を見直して縮減を図り、令和4年度から9千万円を下回っている。
- 人件費は概ね1.7千万円前後で推移しており、維持管理費は、令和3年度に設備保守点検業務等を見直して、経費縮減を図ったことなどにより、令和5年度から9千万円を下回っている。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計 (A)				歳出計 (B)					収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
	指定 管理料	利用料 収入	その他		人件費	維持 管理費	事業費	その他			
H27	116,164	95,423	20,724	17	116,164	20,201	95,963	0	0	0	12,393
H28	117,889	95,912	21,960	17	117,889	16,429	101,460	0	0	0	0
H29	115,897	95,912	19,974	11	114,834	16,852	97,982	0	0	1,063	0
H30	121,160	95,912	18,509	6,739	118,535	19,463	99,072	0	0	2,625	71,302
R1	114,502	97,688	16,797	17	114,502	20,147	94,355	0	0	0	21,402
R2	106,982	97,688	8,553	741	106,982	16,748	90,234	0	0	0	0
R3	105,994	95,853	9,994	147	105,994	17,585	88,409	0	0	0	80,537
R4	106,887	87,651	13,453	5,783	106,887	15,848	91,040	0	0	0	19,297
R5	102,726	87,651	15,066	9	102,726	17,756	84,970	0	0	0	25,322
R6	102,184	87,307	14,851	26	102,184	18,420	83,764	0	0	0	0
平均	111,039	93,700	15,988	1,350	110,671	17,945	92,725	0	0	369	23,026

※R2、R3の歳入計には利用料減収補填（R2：708千円、R3：144千円）を含み、R4の歳入計には電気料・燃料費高騰分補填（R4：5,780千円）を含む。

**【大規模修繕の推移】（10,000千円以上の修繕を記載）**

- 施設の老朽化や設備の経年劣化（耐用年数超過）のため、県において、庁舎等施設長寿命化計画により、優先順位を付けて施設設備改修工事を順次実施しているところである。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H27	12,393	北・東面外壁改修工事
H28	0	
H29	0	
H30	71,302	中央監視システム更新工事、直流電源設備更新工事
R 1	21,402	冷温水発生機修繕工事
R 2	0	
R 3	68,805	昇降機リニューアル工事、屋上改修他工事
R 4	13,123	屋上防水改修工事（1期工事）
R 5	10,483	屋上防水改修工事（2期工事）
R 6	0	
計	197,508	

**（5）周辺エリア、類似施設等の状況**

- 近隣市町村の類似施設としては、水戸市福祉ボランティア会館、ひたちなか市総合福祉センター等が設置されており、いずれも、本県と同様に、指定管理者制度による管理運営が行われている。また、市社会福祉協議会等が入居し、居宅介護支援、障害者相談支援、ボランティア支援等の各種社会福祉事業が行われているほか、研修室等の貸出が行われている。
- 近県では、とちぎ福祉プラザ、群馬県社会福祉総合センター等が設置されており、いずれも、本県と同様に、指定管理者制度による管理運営が行われている。また、県社会福祉協議会等の福祉関係団体が入居しているほか、ホール、研修室等の貸出が行われている。

## 2 課題

- 設置から30年以上経過し、施設の老朽化や設備の経年劣化（耐用年数超過）が生じているため、今後も、外壁や消防設備、電気設備等の施設設備改修工事に多額の費用が必要になってくる。
- 維持管理費については、設備保守点検業務等の縮減に努めているものの、物価高騰の影響により大幅な削減は難しい。
- 利用件数（利用団体数）は、新型コロナウイルス感染症の影響から回復しつつあるが、一層の利便性向上を図る必要がある。

## 3 対応方針

※該当するものに「○」を付すこと。

区分	今後の取組方針（案）	令和7年度	令和6年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

### 【方針】

- 現行の指定管理者制度による管理運営を継続し、令和3年度の指定管理者切換えの際に大幅に見直して減額した指定管理料を維持できるよう、引き続き、効率的に運営していく。
- 計画的に大規模修繕を実施して、会館の長寿命化を図るとともに、夜間利用の優先予約やフリーWi-Fiの運用などにより、利便性の向上を図る。

### 【理由】

- 設置当初と変わらず、福祉サービスの質の向上、福祉人材の確保、災害ボランティアや募金活動などボランティア意識の醸成、県民主体のコミュニティ活動など、県内における地域福祉の推進拠点としての役割が求められている。
- 大きな利益を生み出すことが困難な地域福祉の分野については、引き続き、行政の関与が不可欠である。
- 令和3年度の指定管理者切換えの際に、施設設備の日常運転保守管理業務等の経費を見直して、指定管理料を大幅に減額したことから、それ以上の削減は難しい。
- 施設の老朽化や設備の経年劣化（耐用年数超過）に対応するため、計画的に大規模修繕を実施していく必要がある。

令和7年度 公の施設等運営状況報告書  
(県所有施設)

障害福祉課 (福祉部)  
令和7年6月11日 (水)

○施設名 視覚障害者福祉センター及び点字図書館

1 現状

(1) 施設の概要

- 視覚障害者福祉センター及び点字図書館は、身体障害者福祉法等に基づき、視覚障害者の自立と社会参加を促進するために設置し、視覚障害者の更生を援護し、視覚障害者に情報を提供して、福祉の向上を図る役割を担っている。

所在地	水戸市袴塚1丁目4-64
開業年月	昭和48年4月
施設概要	施設敷地 663.93 m <sup>2</sup> 、鉄筋コンクリート2階建（延床面積：501.66 m <sup>2</sup> ）
設置理由	無料又は低額な料金で視覚障害者に情報提供を行うとともに、その他厚生労働省令で定める便宜を供与する施設
設置の根拠法令等	身体障害者福祉法、社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例
事業内容	視覚障害者福祉センター及び点字図書館の維持管理及び利用料金の徴収
定員	—
利用料金	室料 70 円（午前9時から午後4時まで。身体障害者及びその同伴者並びに身体障害者福祉関係者が使用する場で1人につき）

(2) 管理手法 ※令和7年4月1日時点

- 昭和48年度の開業時から施設の管理運営を（社福）茨城県視覚障害者協会に委託しており、令和3年度からは指定管理者制度を導入している。

指定管理者	社会福祉法人茨城県視覚障害者協会
指定管理期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）
従事者数	8人（常勤8人）

(3) 利用状況

- 利用者数は年々減少し、令和6年度の利用者数はピーク時の56.5%となっている。
- 県内在住の身体障害者手帳（視覚障害）を所有する視覚障害者は、ほぼ横ばいとなっている。

【利用者数の推移】

(単位：人)

年度	H26 (ピーク)	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R6/ピーク
利用者数	18,066	15,882	15,046	14,928	13,603	12,834	12,002	11,530	10,733	10,526	10,199	56.5%
手帳所持者	5,910	5,842	5,706	5,521	5,526	5,587	5,591	5,627	5,660	5,632	集計中	95.3% ※R5/ピーク

(4) 運営状況

- 身体障害者福祉法に基づき、無料又は低額な料金で視覚障害者に情報提供を行う施設であることから、歳入額のほぼ全額が県の指定管理料となっている。
- 当該施設の運営に要する費用の一部について、厚生労働省の身体障害者保護費負担金が補助されている。
- 施設を維持するために必要な最低限の修繕（空調設備改修等）は実施しているが、大規模修繕は実施していない。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計 (A)			歳出計 (B)					収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費	
	指定 管理料	利用料 収入	その他	人件費	維持 管理費	事業費	その他				
H27	45,788	45,787	1	0	45,788	33,831	3,162	8,795	0	0	0
H28	45,854	45,854	0	0	45,854	33,484	3,121	9,249	0	0	0
H29	45,854	45,854	0	0	45,854	33,170	3,439	9,245	0	0	7,347
H30	45,854	45,854	0	0	45,854	33,208	3,339	9,307	0	0	2,072
R 1	46,703	46,703	0	0	46,703	33,726	3,427	9,550	0	0	0
R 2	45,453	45,453	0	0	45,424	32,819	3,082	9,523	0	29	7,502
R 3	45,453	45,453	0	0	45,426	36,880	3,071	5,475	0	27	4,962
R 4	44,659	44,659	0	0	44,619	35,462	3,757	5,400	0	40	8,030
R 5	46,703	46,703	0	0	46,282	36,929	3,830	5,523	0	421	8,356
R 6	47,619	47,616	0	3	47,575	38,893	3,191	5,491	0	44	0
平均	45,994	45,994	0	0	45,938	34,840	3,342	7,756	0	56	3,827

【大規模修繕の推移】(10,000千円以上の修繕を記載)

- ・平成26年度以降は実績なし

(5) 周辺エリア、類似施設等の状況

- 近隣県のうち、群馬県・神奈川県・新潟県・静岡県では公立施設として設置しているが、栃木県・埼玉県・千葉県・東京都・山梨県では社会福祉法人が設置しており、公立施設ではない。

## 2 課題

- 新型コロナウイルスの影響等により、低減傾向にある利用件数の回復。
- 今後の更なる情報化社会の進展に伴い、スマートフォンの利活用など、利用者ニーズに合わせた情報提供に取り組む必要がある。
- 施設の老朽化に伴う修繕が必要である。

## 3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	R 7	R 6
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

### 【方針】

- 当該施設は公共性の高い施設であるため、引き続き現状のまま運営していくこととする。
- 光熱水費の削減等を通じて、現行の管理手法での施設運営の合理化を図る。

### 【理由】

- 身体障害者福祉法に基づき、無料又は低額な料金で視覚障害者に情報提供を行う施設であり、情報化の進展により、パソコンやスマートフォンの活用方法など、ニーズに合わせた新たな取り組みを進めている。
- 当該施設は、県内唯一の視覚障害者向け情報提供施設であり、民間との競合は生じていない。
- 身体障害者福祉法に基づく、県内唯一の視覚障害者向け情報提供機関の役割は重要であるため、県議会や視覚障害者団体等の意見も踏まえ、対応方針を整理していく。
- 施設の長寿命化に向け、茨城県庁舎等施設長寿命化計画に基づき、計画的な修繕工事を実施していく。

○施設名 聴覚障害者福祉センターやすらぎ

1 現状

(1) 施設の概要

- 聴覚障害者福祉センターは、身体障害者福祉法等に基づき、聴覚障害者の情報・コミュニケーションを総合的に支援するために設置し、聴覚障害者に情報を提供して、福祉の向上を図る役割を担っている。

所在地	水戸市住吉町 349-1
開業年月	昭和 57 年 11 月
施設概要	施設敷地 900.85 m <sup>2</sup> 、鉄筋コンクリート 2 階建（延床面積：412.24 m <sup>2</sup> ）
設置理由	無料又は低額な料金で聴覚障害者に情報提供を行うとともに、その他厚生労働省令で定める便宜を供与する施設
設置の根拠法令等	身体障害者福祉法、社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例
事業内容	聴覚障害者福祉センターやすらぎの維持管理及び利用料金の徴収
定員	—

【利用料金】

項目	利用料金
社会福祉関係者 研修室（和室）	620 円～1,510 円
社会福祉関係者 研修室（洋室）	580 円～1,350 円
社会福祉関係者 実習室	580 円～1,350 円
社会福祉関係者 会議室	950 円～2,860 円
その他の者 研修室（和室）	1,750 円～6,270 円
その他の者 研修室（和室）	1,550 円～5,400 円
その他の者 実習室	1,550 円～5,400 円
その他の者 会議室	3,910 円～15,500 円

※利用時間帯により料金の変更

(2) 管理手法 ※令和7年4月1日時点

- 昭和57年度の開業時から施設の管理運営を（一社）茨城県聴覚障害者協会に委託しており、平成18年度からは指定管理者制度を導入している。

指定管理者	一般社団法人茨城県聴覚障害者協会
指定管理期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）
従事者数	6人（常勤2人、非常勤職員4人）

(3) 利用状況

- 利用者数は年々減少し、令和6年度の利用者数はピーク時の52.7%となっている。
- 県内在住の身体障害者手帳（聴覚障害）を所有する聴覚障害者は、近年増加傾向となっている。

【利用者数の推移】

（単位：人）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R6/ピーク
利用者数	3,540	4,122 (ピーク)	3,407	3,543	3,144	3,667	1,781	1,991	2,252	2,399	2,174	52.7%
手帳所有者数	7,363 (ピーク)	7,314	7,203	7,111	7,070	7,070	7,101	7,175	7,189	7,236	集計中	98.3% ※R5/ピーク

(4) 運営状況

- 身体障害者福祉法に基づき、無料又は低額な料金で聴覚障害者に情報提供を行う施設であることから、歳入額のほぼ全額が県の指定管理料となっている。
- 当該施設の運営に要する費用の一部について、厚生労働省の身体障害者保護費負担金が補助されている。
- 施設を維持するために必要な修繕（空調設備改修等）は実施しているが、大規模修繕は実施していない。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計			歳出計					収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費	
	(A)	指定 管理料	利用料 収入	その他	(B)	人件費	維持 管理費	事業費			その他
H27	30,658	29,681	76	901	33,558	16,553	6,831	10,174	0	△2,900	2,646
H28	30,409	29,707	72	630	32,545	14,861	7,476	10,208	0	△2,136	2,473
H29	30,408	29,707	85	616	31,576	15,832	6,852	8,892	0	△1,168	1,378
H30	30,402	29,707	71	624	31,789	16,141	7,332	8,316	0	△1,387	0
R 1	30,911	30,256	59	596	28,448	14,792	7,429	6,227	0	2,463	0
R 2	33,458	30,256	50	3,152	34,264	17,109	13,834	3,321	0	△806	0
R 3	30,971	30,256	54	661	33,037	17,908	11,367	3,762	0	△2,066	330
R 4	31,032	30,256	59	717	31,212	19,224	4,247	7,741	0	△180	0
R 5	30,976	30,256	62	658	33,318	21,462	3,594	8,262	0	△2,342	6,237
R 6	31,449	30,701	90	658	28,429	14,765	5,148	8,516	0	3,020	2,304
平均	31,067	30,078	68	921	31,818	16,865	7,411	7,542	0	△750	1,537

【大規模修繕の推移】(10,000千円以上の修繕を記載)

- ・平成26年度以降実績なし

(5) 周辺エリア、類似施設等の状況

- 近隣都県では、群馬県・神奈川県・新潟県・山梨県・静岡県が公立施設として設置しているが、栃木県・千葉県・東京都では社会福祉法人が設置しており、公立施設ではない。

## 2 課題

- 新型コロナウイルス等の影響により、低減傾向にある利用件数の回復。
- 今後の更なる情報化社会に伴い、IT 端末を用いた意思疎通に係る情報提供など、利用者ニーズに合わせた情報提供に取り組む必要がある。
- 施設の老朽化に伴う修繕が必要である。

## 3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	R 7	R 6
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

### 【方針】

- 当該施設は公共性の高い施設であるため、引き続き現状のまま運営していくこととする。
- 光熱水費の削減等を通じて現行の管理手法での施設運営の合理化を図る。

### 【理由】

- 身体障害者福祉法に基づき、無料又は低額な料金で聴覚障害者に情報提供を行う施設であり、聴覚障害者の相談や研修のほか、手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣などに取り組んでいる。
- 当該施設は、県内唯一の聴覚障害者向け情報提供施設であり、民間との競合は生じていない。
- 身体障害者福祉法に基づく、県内唯一の聴覚障害者向け情報提供機関としての役割は重要であるため、聴覚障害者団体等の意見も踏まえ、対応方針を整理していく。
- 施設の長寿命化に向け、茨城県庁舎等施設長寿命化計画に基づき、計画的な修繕工事を実施していく。

○施設名 あすなろの郷

1 現状

(1) 施設の概要

昭和 48 年に知的障害者総合援護施設「コロニーあすなろ」として開設され、本県における知的障害者福祉施設の中核施設として、障害者支援施設及び病院・医療型障害児入所施設・療養介護事業所等を運営するほか、在宅の障害児者及びその家族、関係機関向けに、地域生活を続けるために必要な療育支援なども併せて実施している。

所在地	水戸市杉崎町 1460 番地
開業年月	昭和 48 年 12 月
施設概要	施設敷地 666,828.87 m <sup>2</sup> 、建物面積 (R7.4~8) 46,578.65 m <sup>2</sup> " (R7.9~ ) 40,806.02 m <sup>2</sup> (※【主な施設】参照)
設置理由	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく障害者支援施設と児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく障害児入所施設として、障害者及び障害児の日常生活に必要な介護や医療を提供するとともに生活自立に向けた総合的な支援を行う。
設置の根拠法令	社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者支援施設の運営</li> <li>・医療型障害児入所施設・療養介護事業所の運営</li> <li>・あすなろの郷病院の運営（医療型障害児入所施設・療養介護事業所に併設）</li> <li>・短期入所事業の実施</li> <li>・地域生活支援センターの運営（県内全域の在宅障害者への療育支援、24 時間緊急ステイの実施）</li> </ul>
定員	(R7.4~8) 障害者支援施設：462 人、医療型障害児入所施設・療養介護事業所：40 人 (R7.9~ ) 障害者支援施設：200 人、医療型障害児入所施設・療養介護事業所：50 人
利用料金	—

【主な施設】

建 物	棟数	築年度	
寮（旧棟 <sup>※1</sup> ）、作業所（旧棟 <sup>※1</sup> ）	8	S48～S51	入所施設 ※作業所はかつて寮として使用
病院棟（旧棟 <sup>※1</sup> ）	1	S51	病院、医療型障害児入所施設・療養介護事業所
管理棟（旧棟 <sup>※1</sup> ）	1	S48	事務所
サービス等（旧棟 <sup>※1</sup> ）	1	S48	給食・洗濯・ボイラー設備
療法訓練センター（旧棟 <sup>※1</sup> ）、療法訓練センター付属棟（旧棟 <sup>※1</sup> ）、リハビリテーションセンター、ブロックセンターA・B（旧棟 <sup>※1</sup> ）、集会所（旧棟 <sup>※1</sup> ）	6	S48～S51	
公舎、職員アパート、職員寮	9	S48～S51	
新棟 <sup>※2</sup> （南棟、北棟、センター棟）	3	H14	入所施設、事務所
セーフティネット棟（本棟、A寮棟、B寮棟、C寮棟、多目的棟）	5	R7	入所施設、事務所、病院、医療型障害児入所施設・療養介護事業所、給食・洗濯・ボイラー設備

※1：旧棟とは開設当初に建てられ、R7.9月から使用しない施設。倉庫等は省略。

※2：新棟は、R7.9月から指定管理対象外となる施設であり、公募の結果、社会福祉法人茨城県社会福祉事業団が運営。

(2) 管理手法 ※令和7年4月1日時点

○ 昭和48年から施設の運営を行っており、平成18年度からは指定管理者制度を導入している。

指 定 管 理 者	社会福祉法人茨城県社会福祉事業団
指 定 管 理 期 間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
従 事 者 数	職員数：400人（常勤375人、非常勤25人）

(3) 利用状況

- 入所者数については、令和2年度以降、新たな施設の建て替え整備に向けて、強度行動障害などにより民間施設での処遇が困難で緊急性の高い障害者のみの必要最小限の受入としており、入所者は減少している。

[入所者の状況]

(単位：人)

年 度	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R6/ピーク
障害者支援施設 (定員 462 人)	447.5 (ピーク)	442.8	441.7	433.8	424	414.4	402	391.8	376.3	350.9	78.4%
医療型障害児入所施設・療養介護事業所 (定員 40 人)	39.7	40.8 (ピーク)	40.5	39.7	39.5	40	40	39.8	39.8	39.8	97.5%
合 計	487.2 (ピーク)	483.6	482.2	473.5	463.5	454.4	442	431.6	416.1	390.7	80.2%

※年間平均入所者数

- 短期入所事業については、疾病等により家庭での介護が困難になった場合、一時的に障害者を預けられるよう実施しているが、新型コロナウイルス感染症対策により受入れの制限を行ったことにより、令和2年度以降の利用者数は大幅に減少している。

[短期入所等の状況]

(単位：人)

年 度	H27	H28	H29 (ピーク)	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R6/ピーク
短期入所事業 利用者数	—	27.3	28.6	23.7	28.3	7.0	3.0	3.4	3.0	2.3	8.0%

※月平均利用者数

(4) 運営状況

- 近年では、施設の再編整備に伴い新規入所者の受入れを最小限としており入所者が減少していることから、事業費支出も減少している。
- なお、指定管理者が実施した修繕以外に、県においても防水工事等の修繕を実施しており、1年間あたりの平均で62百万円となっている。

【収支の推移】

(単位：百万円)

年度	歳入計 (A)			歳出計 (B)				収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費		
	指定 管理料	利用料 収入	その他	人件費	維持 管理費	事業費	その他				
H27	2,963	2,963	0	0	2,963	2,199	764	0	0	0	36
H28	2,780	2,780	0	0	2,780	2,052	728	0	0	0	49
H29	2,994	2,994	0	0	2,994	2,149	845	0	0	0	98
H30	2,903	2,903	0	0	2,903	2,075	828	0	0	0	89
R 1	2,908	2,908	0	0	2,908	2,078	830	0	0	0	130
R 2	2,817	2,817	0	0	2,817	2,076	741	0	0	0	77
R 3	2,879	2,879	0	0	2,879	2,092	787	0	0	0	23
R 4	2,852	2,852	0	0	2,852	2,058	794	0	0	0	0
R 5	2,773	2,773	0	0	2,773	2,051	722	0	0	0	25
R 6	2,768	2,768	0	0	2,768	2,064	704	0	0	0	94
平均	2,864	2,864	0	0	2,864	2,090	774	0	0	0	62

**【大規模修繕の推移】（10,000 千円以上の修繕を記載）**

＜記載内容例＞

- これまで規模の大きな修繕については、県債を活用しながら県が実施した。
- 主な実績としては、施設及び設備の老朽化に伴う空調機器の更新や屋上の防水工事等や、転倒時の入所者の安全確保のための床の衝撃吸収材改修工事、新棟外壁塗装・防水工事を実施した。

（単位：百万円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H27	36	污水管内部樹脂塗装裏塗り補強工事、電気給湯設備設置工事
H28	49	防犯フィルム工事、電気給湯設備設置工事、公共下水接続工事
H29	98	非常用高圧発電機更新工事、厨房床改修工事、浴室改修工事、電気給湯設備設置工事、床衝撃吸収材改修工事
H30	89	床衝撃吸収材改修工事、新棟空調機更新工事
R 1	130	新棟床衝撃吸収材改修工事、寮居室等塗装工事、寮屋上防水工事、新棟空調機更新工事
R 2	77	新棟床衝撃吸収材改修工事、寮屋上防水工事、寮内壁塗装工事、寮分電盤改修工事
R 3	23	寮屋上防水工事
R 4	0	—
R 5	25	新棟屋上防水工事
R 6	94	新棟外壁塗装・防水工事
計	621	

(5) 周辺エリア、類似施設等の状況

○ 同時期に開業した他府県の類似施設において、施設老朽化により建替えによる再編等が行われている。

府県名	管理者	施設名	開業時期	建替え時期	建替え理由
宮城県	宮城県社会福祉事業団	船形の郷（船形コロニーから改称）	1973年	2020年～	施設の老朽化のため
神奈川県	かながわ共同会	津久井やまゆり園	1964年	2021年～	施設の老朽化及び事件再発防止のため
岐阜県	岐阜県社会福祉事業団	ひまわりの丘	1967年	2017年～	施設の老朽化のため
大阪府	大阪府障害者福祉事業団	こんごう福祉センター（金剛コロニー）	1970年	2016年～	施設の老朽化のため

(6) 意見・提言等

**【平成 26 年県出資団体等調査特別委員会からの提言】**

あすなろの郷については、県立施設としての必要規模や建て替えによる施設の集約化の検討と併せて、民間法人の活用なども視野に入れた施設管理の見直しについても検討を行い、経営の効率化を図るべき。その際、障害者の就労支援などの観点からも、民間活力の導入も視野に、障害者が生きがいをもって生活できる環境づくりについて検討すべき。

## 2 課題

### (1) 新たな県立施設の整備促進

- 令和5年度及び令和6年度の2か年で新たな県立施設を整備し、令和7年9月に供用を開始することから、移転に向けて事業の進捗管理を行っていく必要がある。

#### [新たな県立施設の建設工事概要]

区分	施設名	構造	面積	工事期間
第一工区※ <sup>1</sup>	セーフティネット本棟 (病院等を含む)	2階建て RC造ほか	13,195.25 m <sup>2</sup>	令和5年 7月～令和7年3月
第二工区※ <sup>2</sup>	セーフティネットA寮棟 ほか	平屋建て 木造	5,288.69 m <sup>2</sup>	令和5年10月～令和7年3月
外構	セーフティネット本棟 ・A寮棟ほか	—	—	令和6年11月～令和7年6月

※1：令和5年第2回定例会において、建設工事等に関する請負契約締結は議決済

※2：令和5年第3回定例会において、建設工事等に関する請負契約締結は議決済

#### [整備スケジュール]

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
基本設計	実施設計	建設工事		外構 工事	供用開始

### (2) 入所者の新たな県立施設等への円滑な移行支援

- あすなろの郷の入所者については、障害の程度が重い方が多く、新たな施設への移行には時間をかけて丁寧に対応する必要があることから、円滑な移行に向けて準備を進めている。

### 3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	令和7年度	令和6年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）	○	○
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

#### 【方針】

- 新たに建設するセーフティネット棟については、現行の施設運営により合理化を図る。
- 既存施設については、民間活力の導入により合理化を図る。

#### 【理由】

- 「あすなろの郷再編整備計画」（令和元年10月策定、令和2年12月一部変更）により、県と民の役割分担の考え方に基づき、県においては民間事業者では処遇が困難な最重度の障害のある方が入所する施設（新たに県が整備するセーフティネット棟）に特化することとし、R6年度、指定管理者の選定手続きを行った。それ以外の方の支援は既存施設を活用した、社会福祉法人の自主事業として運営する整理とした。

### 4 周辺への影響とその対応

- 現在あすなろの郷に入所している方については、新たな県立施設又はあすなろの郷内の既存施設への移行となる見通しであることから、影響は想定されない。

令和7年度 公の施設等運営状況報告書  
(県所有施設)

青少年家庭課（福祉部）  
令和7年6月11日（水）

## ○施設名 青少年会館

### 1 現状

#### (1) 施設の概要

- 青少年会館は、昭和 55 年に青少年団体の活動拠点として開設され、以来、青少年、青少年関係団体の福祉の増進に長年寄与している。
- 会館には、入居団体の事務室、青少年等の研修や活動の場となる研修室を設置している。
- 平成 8 年 10 月に、「低廉な料金で、かつ、規則正しく、青少年を宿泊させ、交歓させること」を目的とし、「偕楽園ユースホステル」の運営を開始したが、新型コロナによる影響や宿泊ニーズの変化などにより、宿泊者が減少し、宿泊部門が収益を圧迫していたことから、令和 6 年 3 月末をもって宿泊事業を終了した。

所在地	水戸市緑町 1 - 1 - 18
開設年月	昭和 55 年 3 月
施設概要	敷地面積 4,263 m <sup>2</sup> 、鉄筋コンクリート造 4 階建て（延床面積 2,852 m <sup>2</sup> ）
設置理由	青少年、青少年関係者及びこれらの団体の福祉を増進する目的をもって、その利用に供する。
設置の根拠法令等	茨城県青少年会館の設置及び管理に関する条例
事業内容	青少年等の研修、学習その他の活動を助長するための、研修室その他の施設を提供すること等
定員	大研修室（110 人）、中研修室（2 室、各 42 人）、小研修室（24 人） 特別研修室（8 人） 等
利用料金	大研修室（2,320～16,150 円）、中研修室 1（1,420～8,550 円）、小研修室（910～5,790 円）ほか ※青少年等とそれ以外の者、利用時間等で区分して利用料金を設定

**【入居団体】**

1階	(一社) ガールスカウト茨城県連盟、茨城県子ども会育成連合会、茨城県ユースホステル協会、あしたの学校、日本ベトナム友好協会
3階	日本ボーイスカウト茨城県連盟、(公社) 茨城県青少年育成協会

(2) 管理手法 ※令和7年4月1日時点

- 昭和55年度から施設の運営を委託しており、平成18年度からは指定管理者制度を導入している。

指定管理者	(公社) 茨城県青少年育成協会
指定管理期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日(5年間)
従事者数	8人(常勤2人、非常勤6人)

(3) 利用状況

- 研修室の利用者のピークは、平成19年度の89,193人がピークで、近年は減少傾向にある。

※令和6年度に、指定管理者の更新にあたって各種感染症対策のため研修室の定員数を3割減少(325人→226人)したことにより、令和6年度の利用者数も令和5年度比で約3割減少している。

**【利用者数の推移】**

(単位：人)

年度	H19 (利用ピーク時)	H27	H28	H29	H30	R1 (コロナ禍)	R2 (コロナ禍)	R3 (コロナ禍)	R4 (コロナ禍)	R5	R6	R6/ ピーク
宿泊	5,741	3,457	3,109	3,205	2,922	2,972	626	734	1,559	2,444		
研修室	89,193	59,421	52,244	47,834	48,278	51,965	15,237	29,613	43,392	46,499	34,012	38.1%
合計	94,934	62,878	55,353	51,039	51,200	54,937	15,863	30,347	44,951	48,943	34,012	38.1%

(4) 運営状況

- 主として青少年等の活動を助長するために研修室を提供する施設であることから、歳入の大部分は指定管理料が占めている。
- 宿泊事業の終了に伴い、令和6年度から歳入・歳出とも減少している。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計				歳出計					収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
	(A)	指定 管理料	利用料 収入	その他	(B)	人件費	維持 管理費	事業費	その他		
H27	40,564	27,486	13,078	0	40,991	16,826	23,571	594	0	△427	15,122
H28	38,945	26,623	12,292	30	39,126	17,101	21,643	382	0	△181	19,908
H29	38,786	25,526	13,241	19	38,297	15,914	21,960	423	0	489	66,988
H30	37,457	25,526	11,917	14	38,361	15,830	22,233	298	0	△904	64,383
R 1	39,479	26,610	12,868	1	41,103	16,966	23,977	160	0	△1,624	19,486
R 2	33,013	26,610	5,553	850*	33,644	16,754	16,805	85	0	△631	13,472
R 3	34,338	26,610	6,586	1,142	37,727	16,541	20,987	199	0	△3,389	5,323
R 4	41,366	26,610	10,028	4,728*	39,212	16,389	22,437	386	0	2,154	9,346
R 5	39,759	26,610	11,054	2,095*	39,825	17,543	22,022	260	0	△66	11,660
R 6	33,136	26,376	5,422	1,338	33,966	16,144	17,790	32	0	△830	97
平均	37,684	26,459	10,204	1,022	38,225	16,601	21,343	282	0	△541	22,579

※コロナ禍における休館や物価高騰の影響を勘案し、県からの支援を実施している。

【大規模修繕の推移】（10,000千円以上の修繕を記載）

○ 平成29年度、30年度に大規模修繕（計131,371千円）を実施した。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H27	15,122	耐震補強工事
H28	19,908	暖房用ボイラー更新工事、自動火災報知機等設備更新工事、3階テラス改修工事、 畳壁紙等交換更新修繕
H29	66,988	非常用照明灯・誘導灯更新工事、受変電他更新工事、屋上全面防水改修工事、トイレ改修 工事、空調設備設置工事、排煙オペレーター更新工事、壁・天井塗装・カーテン一式更新 修繕、タイル更新修繕 等
H30	64,383	外壁タイルひび割れ・外壁建具廻りシーリング工事、空調設備改修工事、 空調設備改修電気設備工事、地下重油タンク更新修繕
R1	19,486	給水設備更新工事、2階障がい者用トイレ工事 等
R2	13,472	北面駐車場外灯更新修繕業務、非常扉更新修繕業務、電気設備更新工事 等
R3	0	
R4	0	
R5	11,660	消火栓ポンプ更新
R6	0	
計	211,019	

(5) 周辺エリア、他県の類似施設等の状況

- 青少年等の活動拠点を指定管理により運営しているのは本県を含めて9県。  
(秋田、栃木、群馬、茨城、石川、山梨、徳島、香川、鹿児島)

(6) 意見・提言等

- 県有施設・県出資団体等調査特別委員会（令和5年）において、宿泊事業の終了について、「施設の特徴が現在の旅行ニーズに合わず、長年にわたり利用率が低迷していること。一般客の利用がほとんどを占めており、青少年等の利用が伸び悩んでいること。経営努力のみで収支を改善することは困難であると想定されること。宿泊事業の終了については、入居団体や関係団体にも理解をいただいていること。」から了承との方針が示された。

2 課題

- 青少年を中心とした研修室の利用促進を図る必要がある。
- 宿泊事業の終了に伴い、同エリア（4階）の利活用方策を検討する必要がある。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	令和7年度	令和6年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 現在の施設運営により合理化を図る。
- 4階エリアの利活用について、民間活力の導入を含め検討を進めていく。

**【理由】**

- 青少年会館は、開設以来、青少年団体の拠点として活用されており、引き続き存続させる必要がある。
- 研修室等については、近隣の学校や一般企業等への広報啓発に努め、引き続き利用率の向上を図っていく。
- 施設の魅力向上や利用促進を図るため、民間活力の活用などの検討を進めていく。

○施設名 ラーク・ハイツ

1 現状

(1) 施設の概要

○ ラーク・ハイツは、母子生活支援施設と母子・父子福祉センターを併置した母子・父子福祉の総合施設であり、ひとり親家庭の自立促進の支援を行っている。

※母子生活支援施設

児童福祉法に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童が入所し、就労、家庭生活及び児童に関する相談、助言等を行い、自立に向けた様々な支援を行う施設

※母子・父子福祉センター

母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下「母子家庭等」という。）に対して、生活全般の相談に応じるとともに、技能習得指導、施設の使用許可等、母子家庭等の福祉のための便宜を総合的に供与する施設

所在地	非公開（DV被害者等の入所施設であるため）
開業年月	昭和55年4月
施設概要	施設敷地 5,053.55 m <sup>2</sup> 、鉄骨鉄筋コンクリート造2階建（延床面積：1,921.93 m <sup>2</sup> ）
設置理由	母子生活支援施設と母子・父子福祉センターを併置した母子福祉の総合施設
設置の根拠法令等	児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法
事業内容	事情のある母子家庭の入所による保護及び自立支援、ひとり親家庭を対象とした各種相談
定員	母子生活支援施設 20世帯 母子・父子福祉センター大会議室 30人、小会議室：12人、和室：24人
利用料金	母子生活支援施設：無料 母子・父子福祉センター大会議室：4,310円～7,280円、小会議室：1,560～2,510円、和室：1,440円～1,780円

(2) 管理手法 ※令和7年4月1日時点

○ 昭和55年度から施設の運営を委託しており、平成18年度からは指定管理者制度を導入している。

指定管理者	社会福祉法人茨城県母子寡婦福祉連合会
指定管理期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
従事者数	20人（常勤13人、非常勤7人）

(3) 利用状況

- 月平均世帯数は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、減少傾向にある。(R6年度は、給排水更新工事のため、入所者数を一部制限)

【利用者数の推移】

(単位：世帯)

年度	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 6 / 定員
月平均 入世帯数	18	18	18	18	19	17	14	12	12	12	60%

(4) 運営状況

- 指定管理料で運営している。概ね7,000万円代で推移し、その7～8割は人件費が占めている。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計 (A)			歳出計 (B)				収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費	
	指定 管理料	利用料 収入	その他	人件費	維持 管理費	事業費	その他			
H27	70,308	70,308	0	0	70,308	52,360	17,948	0	0	
H28	73,363	73,363	0	0	73,363	54,677	18,686	0	0	
H29	73,511	73,511	0	0	73,511	53,331	20,180	0	0	
H30	76,390	76,390	0	0	76,390	56,837	19,553	0	0	
R 1	76,291	76,291	0	0	76,291	57,868	18,423	0	0	
R 2	76,506	76,506	0	0	76,506	56,814	19,692	0	0	
R 3	74,288	74,288	0	0	74,288	55,635	18,653	0	0	
R 4	77,694	77,694	0	0	77,694	56,141	21,553	0	0	
R 5	78,664	78,664	0	0	76,592	55,439	21,153	0	2,072	
R 6	78,847	78,847	0	0	76,774	56,663	20,111	0	2,073	
平均	75,586	75,586	0	0	75,171	55,576	19,595	0	414	
										13,789

**【大規模修繕の推移】（10,000 千円以上の修繕を記載）**

- 令和4年度に外壁・屋根防水修繕工事を、令和6年度に給排水更新工事を実施。なお、令和6年度の給排水更新工事は一部令和7年度へ繰越。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H27	0	
H28	0	
H29	0	
H30	0	
R 1	0	
R 2	0	
R 3	0	
R 4	62,854	外壁・屋根防水修繕工事
R 5	0	
R 6	144,168	給排水管更新工事（うち 93,828 千円は令和7年度へ繰越）
計	207,022	

**（5）周辺エリアの動向・他県の類似施設の状況**

- 母子生活支援施設は、全国で216施設が設置され、うち県立は4施設。
- 母子・父子福祉センターは全都道府県で設置され、母子寡婦福祉連合会やNPO法人が運営を担っている。

**2 課題**

- 昭和55年の設立から40年以上経過し、施設の老朽化が進んでいるため、計画的な維持管理を行う必要がある。

### 3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	令和7年度	令和6年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

#### 【方針】

- 現行の指定管理制度の手法により、施設の支援機能の充実を図る。

#### 【理由】

- 母子生活支援施設は、児童福祉法に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童が入所し、自立に向けた様々な支援を行う施設である。支援が必要な母子世帯のために、今後も必要な施設である。
- 母子・父子福祉センターは、母子家庭等に対して、生活全般の相談に応じるとともに、技能習得のための各種研修・講習を行っている。経済的に困窮している母子家庭等の自立のために、今後も必要な施設である。
- 施設の長寿命化に向け、茨城県庁舎等施設長寿命化計画に基づき、計画的な修繕工事を実施する。

○施設名 若葉寮（女性自立支援施設）

1 現状

(1) 施設の概要

- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条に基づく女性自立支援施設。DV被害や生活困窮などで一時保護を受けた女性のうち、退所後も継続して支援を求める女性を対象とする。入所女性へ食事の提供をはじめとする生活支援や就労支援を行う。

所在地	非公表（DV被害者等を加害者から保護するため）
開業年月	昭和33年5月※現施設は昭和57年増改築
施設概要	施設敷地2,081㎡、鉄骨鉄筋コンクリート造3階建（延床面積：931.7㎡）の一部
設置理由	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき支援女性の自立支援を担う。
設置の根拠法令等	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
事業内容	日常生活を営む上で困難を抱える女性に対し、生活支援、就労支援、その他自立に必要な情報提供等を行う。
定員	14人
利用料金	無料

(2) 管理手法 ※令和7年4月1日時点

- 管理運営は県直営で、女性相談センター等の兼務職員を中心に運営している。

常勤		非常勤	
施設長	1人（女性相談センター長の兼務）	心理療法担当職員	1人
自立支援を行う職員	3人（女性相談センター兼務）	同伴児ケア指導員	1人
事務員	2人（女性相談センター兼務）	警備員	7人
看護師	1人（女性相談センター兼務）		
栄養士	1人（茨城学園兼務）		

- なお、加害者からの隔離が必要なDV被害者が入所する性質上、入所者の安心・安全確保のために秘匿性保持の必要があることから、指定管理者制度は導入していない。

(3) 利用状況

- 女性相談センターの付属機関として、入所者の保護や相談対応を実施している。
- 女性相談センターが受ける相談件数はコロナ禍で増加し、その後も高止まりの傾向にある。
- 保護件数は平成24年度をピークに減少傾向にあり、ここ数年は60件前後で推移している。

(参考1) 女性相談センターにおける相談対応件数の推移

(単位：人)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
件数	4,203	4,923	5,021	5,059	5,681	5,369	4,936	4,797	5,172	5,671

(参考2) 保護件数の推移

(単位：件)

年度	H24 (ピーク時)	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R6/ピーク時
保護件数	160	97	92	97	84	70	71	59	61	49	65	40.6%
うちDV (割合)	110 (68.8%)	65 (67.0%)	62 (67.3%)	75 (77.3%)	59 (70.2%)	58 (82.9%)	52 (73.2%)	39 (66.1%)	51 (83.6%)	39 (79.6%)	41 (63.1%)	37.3%

※保護は、女性の実人員数。同伴児は含めず。

(4) 運営状況

- 県直営で運営しており、歳出のうち国庫対象経費には、1 / 2 の国庫負担金・補助金の歳入がある。
- 女性一人一人の状況に応じた支援のために、指導員や心理療法担当職員、同伴児ケア指導員を配置しており、人件費が約6割を占めている。

【歳出の推移】

(単位：千円)

年度	歳出計					【参考】
		人件費	維持管理費	事業費	その他	利用料収入
H27	39,068	28,744	3,270	7,054	0	-
H28	45,869	34,242	3,287	8,340	0	-
H29	64,008	35,038	3,652	25,318	0	-
H30	68,983	36,052	4,159	28,772	0	-
R 1	69,947	38,601	4,072	27,274	0	-
R 2	77,374	43,238	4,146	29,990	0	-
R 3	81,383	47,204	5,314	28,865	0	-
R 4	80,345	46,839	4,595	28,911	0	-
R 5	84,106	50,205	4,313	29,588	0	-
R 6 (見込)	105,577	62,815	6,611	36,151	0	-
平均	71,666	42,298	4,342	25,026	0	-

【大規模修繕の推移】(10,000千円以上の修繕を記載)

- 平成26年度以降実績なし。
- 小規模な修繕としては、最近では、令和5年度にトイレ改修工事(1,306千円)、令和6年度に外壁改修工事、壁クロス修繕工事(8,062千円)などを実施。

(5) 周辺エリアの動向、他県の類似施設の状況

- 女性自立支援施設は 39 都道府県に設置されている。

(6) 意見・提言等

- 県有施設・県出資団体等調査特別委員会（令和 5、6 年度）からの提言  
「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく基本計画の策定に当たっては、社会情勢の変化を的確に捉えるとともに、民間団体との有効な連携を模索するなど、施設の新たな在り方を検討していくことが必要である。
- 外部有識者からの意見（DV対策ネットワーク会議）  
多様化・複雑化する相談に対し、被害者の立場に配慮しながら、適切な相談・支援ができるよう市町村や関係機関との連携を強化するとともに、職務関係者の資質向上を図ることが必要。

2 課題

- 施設は昭和 57 年に増改築されたもので、今後計画的に修繕を行っていく必要がある。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	令和 7 年度	令和 6 年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 現行での施設運営により合理化を図る。

**【理由】**

- 当施設は、「女性支援新法」に基づき、困難な問題を抱え支援を必要とする女性を入所させ、自立生活に向けた生活支援を行う役割を担っており、一時的に居場所を失った女性の保護のために引き続き存続させる必要がある。
- 多様で複雑な事情を抱える女性に対する支援を実施するため、民間団体と連携した相談・支援体制の充実や相談員の資質向上に努めていく。
- 施設の長寿命化に向け、計画的な修繕工事を実施していく。

○施設名 茨城学園（児童自立支援施設）

1 現状

(1) 施設の概要

- 茨城学園は、児童福祉法第44条に基づき、県が設置する施設であり、家庭、学校、地域に適応できず、問題行動を起こした児童を受け入れ、その自立支援を行うことを目的とする児童自立支援施設としての役割を担っている。

所在地	那珂市後台 1484-1
開業年月	昭和 11 年 8 月
施設概要	施設敷地56,957㎡ 本館：鉄骨鉄筋コンクリート造2階建（延床面積：1,210㎡）（昭和45年建築） 体育館：重量鉄骨造平屋建（延床面積：696.16㎡）（平成24年建築） 松風寮 鉄筋コンクリート造平屋建（延床面積310.51㎡）（昭和60年建築） 好文寮 鉄筋コンクリート造平屋建（延床面積325.44㎡）（昭和61年建築） 常磐寮 鉄筋コンクリート造平屋建（延床面積325.43㎡）（昭和62年建築） 偕楽寮 鉄筋コンクリート造平屋建（延床面積325.44㎡）（昭和63年建築） 炊事棟 コンクリートブロック造平屋建（延床面積452㎡）（昭和46年建築） 2号館 鉄骨造平屋建（延床面積188.84㎡）（平成25年建築）
設置理由	家庭、学校、地域に適応できず、問題行動を起こした児童を受け入れ、その自立支援を行うため。
設置の根拠法令等	児童福祉法第44条
事業内容	家庭、学校、地域に適応できず、問題行動を起こした児童の受入、生活指導、自立支援等
定員	44人
利用料金	児童の養育義務者からの措置費負担金徴収あり（収入に応じて変動）

(2) 管理手法 ※令和7年4月1日時点

○ 管理運営は県直営で実施している。

常勤	非常勤
園長 1人	看護師 1人
事務員 2人	嘱託医 2人
栄養士 1人	指導員 (当直業務) 28人
指導員 30人	

○ なお、児童自立支援施設という施設の性質上、処遇の困難な児童を安定的な体制で支援する必要があることから、指定管理者制度の導入は行っていない。

(3) 利用状況

○ 入所児童数は例年20～30人程度。年度初めは15人程度の入所状況であるが、おおむね毎月1人程度入所があり、年度末には30人程度の入所児童数になる傾向にある。

【入所児童数 (延べ人数) の推移】

(単位：人)

年度	R6 (ピーク)	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R6 /ピーク
利用者数	338	274	300	225	216	329	303	238	230	294	338	100%

※ 延べ人数の考え方：各月1日の入所児童数の年計

(4) 運営状況

○ 入所児童に対する生活指導、自立支援を実施するための人件費が多くを占めている。

【歳出の推移】

(単位：千円)

年度	歳出計	【参考】				利用料収入
		人件費	維持管理費	事業費	その他	
H27	415,214	338,533	32,254	44,427	0	—
H28	359,932	284,552	32,877	42,503	0	—
H29	355,733	286,229	15,479	54,025	0	—
H30	356,799	275,427	14,531	66,841	0	—
R 1	350,744	259,980	13,970	76,794	0	—
R 2	343,084	261,740	17,519	63,825	0	—
R 3	318,341	248,349	14,142	55,850	0	—
R 4	328,251	248,335	20,528	59,388	0	—
R 5	342,205	260,752	20,257	61,196	0	—
R 6 (見込)	376,298	274,491	24,298	77,509	0	—
平均	354,660	273,839	20,586	60,236	0	—

**【大規模修繕の推移】（10,000千円以上の修繕を記載）**

- 下記の工事の他、トイレ洋式化工事や校内LAN環境の整備等の工事を行っている。
- 5か年修繕計画を策定しており、毎年の施設整備の予算要求結果と合わせて、随時修正・更新をしている。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H27	13,305	本館外壁塗装等改修工事
H28	0	
H29	0	
H30	0	
R 1	12,155	偕楽寮（入所児童が生活する寮）屋根・外壁塗装工事
R 2	0	
R 3	0	
R 4	0	
R 5	0	
R 6	17,086	寮舎（4棟）浴室改修工事
計	42,546	

**（5）周辺エリア、類似施設等の状況**

- 他都道府県においても、児童自立支援施設は都道府県の直営で運営している。

**（6）意見・提言等**

**【県有施設・県出資団体等調査特別委員会（令和5、6年度）からの提言】**

- 近年、発達障害の子どもたちが増えてきているなどの背景により、職員に求められるスキルが変化しつつあることから、児童が抱える特性に応じた支援ができるよう、指導員や職員の専門的なスキルの向上に取り組むことが重要である。
- 早期に児童の自立を促すことを意識した上で、自治体や各種団体との連携により、早い段階から児童の抱える特性に合わせた有効な教育を行うことが重要である。
- 児童の学ぶ場であり生活の場でもあることを念頭に置き、計画的な修繕を行うことで、利用者の学習、生活に不備を来すことがなく、適切な環境を提供し続ける必要がある。

## 2 課題

- 茨城学園は、寮、炊事棟などの生活施設や、校舎、体育館、プール等の学校教育施設を擁しているが、老朽化している建物が多く、継続的な修繕・改修が必要であり、修繕・改修に当たっては、計画的に対応する必要がある。

## 3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	令和7年度	令和6年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

### 【方針】

- 現行の施設運営体制により合理化を図る。
- 入所児童が抱える特性に配慮した支援、教育体制の強化・充実に努める。

### 【理由】

- 茨城学園は、児童福祉法に基づき、家庭、学校、地域社会に不適応を示した児童や、家庭環境等により生活指導を要する児童を受入れ、生活指導、自立支援を行う施設としては県内唯一の施設である。
- 児童自立支援施設という施設の性質上、処遇の困難な児童を安定的な体制で支援する必要があるため、引き続き県において運営を継続し、運営の合理化に取り組んでいく。
- 心理士等と連携を図るとともに、職員を研修に派遣し、専門的知識の習得を図るなど、入所児童が抱える特性に配慮した支援等に努める。
- さらに、施設については、長寿命化を図りながら、効率的な修繕・改修を行うため、修繕計画の適切な管理、執行を行う。

## 令和 6 年度包括外部監査結果報告への対応【抜粋】

テーマ：基金等の管理と運用について

令和 7 年 6 月 1 1 日

福 祉 部

【様式1】

令和6年度包括外部監査結果報告（指摘）への対応

		監査のテーマ 基金等の管理と運用について	担当部・課 福祉部長寿福祉課 (保健医療部医療局医療政策課共管)
1 指摘の概要 〔外部監査人作成の監査結果〕 〔報告書の概要〕	2 短期・ 中長期の 区分	3 指摘についての整理検討内容 〔○指摘に係る事実関係等〕 〔○問題点の整理等〕	4 指摘に基づく措置等
<p>第5章 監査の結果</p> <p>I. 基金について</p> <p>3. 個別の基金の管理及び運用に関する報告事項</p> <p>(23) 茨城県地域医療介護総合確保基金</p> <p>(i) 基金の資金運用の効率性について</p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失があったのではないかと考える。基金は公金であることから安全性を第一義的に優先しつつも、効率的に運用することが求められると考えるが、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであると考え</p> <p>(ii) 基金の資金計画について</p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討するためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画すること</p>	<p>短期</p> <p>短期</p>	<p>○指摘に関する事実関係等</p> <p>基金計画は単年度運用を基本としており、複数年度運用を行う事業は3本あるが、いずれも令和7年度末で終了予定である。</p> <p>○問題点の整理等</p> <p>令和8年度以降に複数年度にわたる基金事業を実施する予定はなく、基金交付目的に照らし、計画期間を超えての運用は困難な状況である。</p> <p>○指摘に関する事実関係等</p> <p>安全かつ効率的な運用を検討するにあたって必要となる資金計画を策定していなかった。</p> <p>○問題点の整理等</p> <p>安全かつ効率的な運用を検討するためには、資金計画を策定する必要がある。</p>	<p>今後、仮に複数年度にわたった基金事業が発生した場合には、中長期的には金利上昇局面にあることを踏まえ、財政課と連携しながら、基金の資金計画、運用可能な金額及び期間を精査し、債券等による複数年度の運用割合をこれまで以上に高めていくこととした。</p> <p>基金の設置目的や今後の事業実施見込等を踏まえ、財政課と連携しながら、予算編成を通じて、毎年度、資金計画を策定することとした。</p>

<p>が前提となる。現在、当該基金の資金計画はないが、複数年度運用を前提とした資金計画を策定すべきであると考え</p> <p>る。</p>			
---	--	--	--

【様式2】

令和6年度包括外部監査結果報告（意見）への対応

		監査のテーマ 基金等の管理と運用について	担当部・課 福祉部・福祉政策課
1 意見の概要 〔外部監査人作成の監査結果 報告書の概要〕	2 短期・ 中長期の 区分	3 意見についての整理検討内容 〔○意見に係る事実関係等 ○問題点の整理等〕	4 意見への対応
<p>第5章 監査の結果</p> <p>I. 基金について</p> <p>3. 個別の基金の管理及び運用に関する報告事項</p> <p>(33) 茨城県災害ボランティア活動支援基金</p> <p>(i) 基金管理（出納）カードの記載について</p> <p>【意見】</p> <p>基金管理（出納）カードの銘柄欄が預金とのみ記載されており、預金の名称まで記載されていなかった。基金事務の適切性の観点からは、預金の種別まで記載することが望ましい。</p>	短期	<p>○意見に係る事実関係等</p> <p>基金管理（出納）カードの備考1の記載に、「銘柄欄には、債券、預金等の名称を記載すること。」と、「債権」、「預金」を例示的に示されていたことから、当該名称の記載をもつてたり得ると解し、「預金の種別（定期預金、普通預金等）」を記載しなかった。</p> <p>○問題点の整理等</p> <p>令和6年度茨城県包括外部監査報告書において、17の基金について、預金に関する基金管理（出納）カードの記載が不十分であるとの意見が出されたことから、記載例の追加や、様式の見直しなどについて検討を要望した。</p>	<p>監査人からの意見を踏まえ、会計管理課が作成した記載要領に準じる記載（預金の種別（普通、定期、譲渡性等）まで記載）に改めた。</p>

## 令和 6 年度包括外部監査結果報告への対応【総括】

テーマ：基金等の管理と運用について

令和 7 年 6 月 1 1 日

福 祉 部

令和6年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

福祉部

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		2	1	3	0			
	第5章 監査の結果							
	1. 基金について							
	3. 個別の基金の管理及び運用に関する報告事項							
	(33) 茨城県災害ボランティア活動支援基金							
	②監査の結果							
	(i) 基金管理（出納）カードの記載について							
1	【意見】 基金管理（出納）カードの銘柄欄が預金とのみ記載されており、預金の名称まで記載されていなかった。基金事務の適切性の観点からは、預金の種別まで記載することが望ましい。		○	○		監査人からの意見を踏まえ、会計管理課が作成した記載要領に準じる記載（預金の種別（普通、定期、譲渡性等）まで記載）に改めた。	福祉政策課	189
	(23) 茨城県地域医療介護総合確保基金							
	②監査の結果							
	(i) 基金の資金運用の効率性について							
2	【指摘】 資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失があったのではないかと考える。基金は公金であることから安全性を第一義的に優先しつつも、効率的に運用することが求められると考えるが、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであるとする。	○		○		今後、仮に複数年度にわたった基金事業が発生した場合には、中長期的には金利上昇局面にあることを踏まえ、財政課と連携しながら、基金の資金計画、運用可能な金額及び期間を精査し、債券等による複数年度の運用割合をこれまで以上に高めていくこととした。	長寿福祉課	148
	(ii) 基金の資金計画について							
3	【指摘】 基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討するためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。現在、当該基金の資金計画はないが、複数年度運用を前提とした資金計画を策定すべきであるとする。	○		○		基金の設置目的や今後の事業実施見込等を踏まえ、財政課と連携しながら、予算編成を通じて、毎年度、資金計画を策定することとした。	長寿福祉課	148
		2	1	3	0			